

---

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！  
**日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース**  
第 13 号（2008 年 9 月 24 日）

---

9 月 9 日（火）11 時 30 分～12 時 東京地裁 522 号法廷  
～二次訴訟 第 2 回口答弁論～

裁判長 再び 国（外務省）側に要請  
**不開示（墨塗り）の理由**  
**もう少し明快に！**

先回の口頭弁論で裁判所は、国（外務省）側に対して、不開示・部分開示の理由が一般的過ぎるので、それぞれの不開示・部分開示箇所にもどのような内容が書かれているのか、それを不開示とした具体的理由を今回の口頭弁論までに提出するように要請し、被告国（外務省）は 9 月 1 日付で準備書面（1）を提出しました。

冒頭、裁判長は、国（外務省）側の提出した準備書面（1）に対して、例えば賠償交渉の踏み込んだ内容と書いてあるけれども、これでは不開示にする相当の理由だったと判断することができない、裁判所がきちっと判断できるように、踏み込んだ内容というだけではなく、どういう情報なのかということも、次回までにもう少し明快にしてもらいたい、と再度要請し、国（外務省）側は、この要請を承諾しました。

## 次回口頭弁論

11 月 25 日（火）16:00

東京地裁 522 号法廷

報告集会 16:30～17:30

弁護士会館 1007 号会議室

### 目次

第 2 回口頭弁論 報告	...1
報告集会 竹島問題に集中	...2
墨塗り部分 36 文字の判読	3...5
6 次開示文書の中の竹島	6...7
韓国公共放送にみる竹島	7...8
韓国訪問 2 週間	9...10
真夏の鬼無里に鬼女鬼男	10...11
事務局だより	...12

# 報告集会

## 不開示文書の竹島（独島）問題に集中

私たちは、2007年11月16日、3回目に公開された5330頁の文書のうち、13の文書が不開示・部分開示（墨塗り）になっていることは違法であると訴えています。

今回、特に注目されるのは、竹島問題に関する文献資料（文書137）が、唯一不開示文書で、その理由は、「現在においても、日韓間で立場の異なる問題に関する交渉の様子や、政府部内での検討の様子が仔細に記されており、公にすることにより我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるため」となっていることです。

### 東澤弁護士報告の要旨

- \* 国側に対して、法律的な理論としての反論の詰めをしていかなければいけない。
- \* 不開示部分について、具体的なそれぞれの項目について、大体内容が想定できるのか、できるものはそれを明らかにしていく。
- \* 異議申立てに対する外務省からの補正命令にご協力いただいた同意書は、約7割集まり、8月29日、外務省に提出。
- \* 4月末から5月初めにかけて公開された、数万頁の不開示部分の処分の違法性を争う第三次訴訟を、9月中に提訴する予定である。

### 国（外務省）側 準備書面（1）

#### 第1 不開示文書

##### 「竹島問題に関する文献資料」（文書137）

不開示情報の内容等	不開示情報該当性
外務省アジア局北東アジア課（当時）内日韓国交正常化交渉史編纂委員会が作成した文書である。 当該文書は竹島問題に関する文献資料（主に外務省内で作成されたもの）のリスト及びその概要等である。	当該記載内容は、現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題に関し、我が国の対応に関する当時の内部検討状況等に言及した文書である。同問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか、韓国側でも韓国駐在日本国大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にあることから、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国国民の感情、さらには国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があること等にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号に該当する。

準備書面（1）は16ページあり、紙面の都合で全文を掲載することができません。不開示文書「竹島問題に関する文献資料」のみ掲載しました。当会ホームページには全文をアップしてありますのでご覧ください。 <http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>

## 外務省はくだらない黒塗りを反省して 即時開示せよ

今回の不開示部分については、一部不開示（黒塗り）となった箇所が全部で12文書・26カ所（複数頁の不開示を含む）あります。

今回のニュースでは、不開示部分のなかでも、もっともくだらない不開示と思える部分をご紹介しますと思います。次頁の文書は、文書番号68の68頁目の部分で、外務省が日韓会談議題の問題点をまとめた報告書の中で竹島（独島）問題について言及した部分です。黒塗りの前までは、竹島（独島）問題に関する日韓会談での論議の推移等を紹介しており、最後に、竹島（独島）の現状等の説明をしています。

「行われた」以下が黒塗り（全部で36文字）になっており、黒塗り部分は、外務省が言うところの『今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある』記述ですから、「行われた」「が、」あるいは「ことがあったけれども、」等と逆説の接続詞が入った文章が続くことが容易に推測できます。竹島（独島）問題では、竹島（独島）の利用状況や両国国民の居住状況等が主要な争点となっていることは、周知の事実であり、日本の国民が竹島（独島）に居住した事実がなかったことも歴史的事実として周知のことです。よって、この黒塗り部分についてはせいぜい「我が国国民が竹島（独島）に居住したとの事実は確認できない」程度のことが記載されていると推測するに難くありません。

にもかかわらず、外務省は、このような周知の事実に関する記述でさえも、これが公開されると竹島（独島）問題に関して『今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある』という理由で不開示にしているのです。

今回ご紹介した不開示部分とは別の部分でも、韓国側で公開された文書により不開示部分が明らかとなったものや、そもそも外務省が公開した文書自体によって不開示部分の内容が明らかとなっているものもあります。これら不開示部分の検討を進めていきますと、今回の不開示決定のほとんどが、何らの具体的な判断をすることもなく、ただ「不利益と思われる」部分を機械的に黒塗りしただけの、くだらない杜撰な不開示決定であったことがよくわかります。

外務省は、このようなくだらない黒塗りを反省して、即時、全面公開をしてもらいたいと思います。

### 36文字 あなたなら どう読み解く？

(6) なお、竹島は日本海の孤島で、往年はアシカ漁とわずかなアワビ及び海藻採取が行われた

(6) なお、竹島は日本海の孤島で、往年はアシカ漁とわずかなアワビ及び海藻採取が行われた

(3) よつてわが方は、右不法行為に対して嚴重抗議する一方、同年九月二十五日付をもつて、本紛争を国際司法裁判所に附託して平和的かつ最終的な解決をはかることを提議したが、韓国側は十月二十八日これを拒否し、その後灯台をコンクリート製に改築し、竈屋、無線柱を増設するなど現在もなお同島占拠の態度をあらためていない。

(4) 日韓兩國の国民感情もあり、本問題について現在何らかの妥協を行うことは双方とも極めて困難な事情にある。従つて、暫くの間先方の不法行為に対する抗議を重ねることによりわが方領土権の保全、留保をはかる従来の方針を継続し、事態の推移を見るのほかはないと考えられる。

(5) 客年初めの谷、金会談においても、竹島問題のため他の懸案解決に累を及ぼさないようにすることとし、全体の空気を改善を利用して双方面目を保ち得るよう妥結するとの見地から、その会談とは別とすることに合意され、とりあげられなかつた。

(6) なお、竹島は日本海の孤島で、往年はアシカ猟とわずかなアワビ及び海藻採取が行われた

## 情報公開法

第5条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

3. 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

極  
秘

秘密指定解除  
情報公開室

附 竹島問題

(1) 本問題については日韓会談の議題とは別個に、従来から在京韓国代表部との間で交渉が行われてきた。

韓国側は終戦以来米国に対し竹島が韓国領土なる旨主張していた模様であるが、竹島の領有をめぐる日韓両国紛争は、韓国が昭和二十七年一月、李ラインの設定を宣言した際同島を殊更にライン内に含ませたことを発端としている。爾来わが方は韓国による同島侵犯等の不法行為発生を都度抗議する一方、竹島が歴史的にも国際法上も明白な日本領土である所以について数次にわたり申入れた。

(2) これに対し韓国側は竹島が韓国領土なる旨強弁し、遂にわが方に抗議してきていたところ、昭和二十九年七月に至り、その態度を積極化して同島に警備員を常駐せしめ、灯台、無線柱、家屋などの施設を構築し、同島を実力で占拠するの挙に出た。

情報公開法

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

# 求める会 李 洋秀 (イー・ヤンス) 氏による検証

## 第 6 次開示決定文書で開示された竹島関連文書

情報公開第 01173 号 平成 20 年 5 月 9 日

今回の訴訟の元になった不開示部分、第 3 次公開文書 137 の中身に関しては一文字も公開されていないので、一体、何頁あるのかすら想像できない。

それでは本当にすべてが闇の中かということ、これが意外に詳しく記載されたものもあつたりして、読む者を当惑させる。その公開された部分は前の頁に全文複写してあるし、その内隠された 2 行の中身については、張弁護士の鋭い分析も 3 ページに掲載されている。

そして第 5 次、第 6 次開示でも、多くが部分開示、不開示とされた。しかし、やはり小出しにはしているのです、ここでは、第 6 次開示の開示番号 1173 文書番号 1510 の 58 ~ 60 頁を紹介する。

なお開示番号 1159 文書番号 910 は竹島問題だけで 251 頁も公開されている。勿論皆さまの期待通り、一部黒塗りにはなっているが、外務省の公開というものが、恣意的で杜撰、一貫性のないものであることを証明して余りある。

『アジア局執務月報(抄)(昭和 28 年 1 - 12 月)』 文書番号 1510 の 58 ~ 60 頁から  
二、竹島問題

- (一) 7 月 2 日海上保安庁巡視船が竹島に赴いたところ、前回巡視の際発見した 6 名の韓国漁民は既に離島し、人影なく、また、さきに同島三カ所に立った制札も何ら異状を認めなかったもので、即日帰航した。
- (二) 然るに、7 月 12 日第四次巡視のため、同島に赴いた巡視船は韓国漁民約 30 名が漁船 3 隻を使用し、韓国警察官 7 名の保護の下に漁撈中なるも(を?)発見したので、同島が日本領なる旨を説き、速やかに退去方を要求した。これに対し韓国官憲は、わが方要求を拒否したばかりでなく、巡視船が離島するとみるや突如、同船に対し数十発の銃撃を加えた。そのうち二発は同船に命中したが、人命に(は)異常はなかった。
- (三) 依つて 7 月 13 日付口上書をもって在本邦大韓民国代表部に対し、本件韓国側の不法行為につき最も嚴重なる抗議を提出するとともに、韓国官民の同島からの即時立退きを要求し、併せて大韓民国政府が将来、この種不法行為の再発を防止するため、有効適切なる措置を講ずるよう重ねて要請した。  
他方、これと同時に同じく、7 月 13 日付別個の口上書をもって在本邦大韓民国代表部に対し、同代表部の 6 月 26 日口上書に関し、竹島が韓国領土であるという先方の主張に反駁を加えるとともに、同島領有に関する大韓民国政府の誤解を一掃するため、同島に関する日本政府の見解を申し送った。
- (四) 本件については差当り竹島問題対策要綱(執務月報 6 月号参照)の方針により、外交交渉により事態の円満解決を図ることとし、折角努力中であるが、本件は平和条約との関係もあり、今後事態の推移如何によっては、在米・英・仏及びニューヨーク国連日本政府代表部各大使に対し、本件経緯を詳細通報し、各任国政府に対し適宜説明方を指示すると同時に、他方国際世論を動かし、わが方立場を有利にするため新聞方面等に対しても適宜措置方夫々手配した。  
右と同時に在京米国および英国大使館に対し、韓国代表部宛口上書を送付して置いた。

## 続いて同じ文書番号 1510 の 63～64 頁から

### 第三 韓国関係

#### 一、 竹島問題

- (一) 本件に関し在京韓国代表部は 8 月 4 日付口上書をもって、5 月 28 日より 7 月 12 日までの間にわが方の講じた取締措置を逐一列挙した後、日本側官憲より行われたこれらの韓国領土・領海および漁業保護海域侵犯の事実に対し、嚴重抗議する旨の申入れを行ってきた。
- (二) これに対しわが方は 8 月 8 日付亜二第 205 号口上書をもって、前記韓国側口上書は竹島に関する日本国政府の見解に対し何ら言及していないこと、ならびに漁業保護海域は韓国側の一方的宣言にして、わが方はこれを認めていないことの二点を指摘するとともに、韓国官民による不法行為、殊に 7 月 12 日の韓国官憲による不法銃撃事件について重ねて抗議を行った。
- (三) しかるに韓国代表部は、これに対し 8 月 22 日付口上書を寄せ発砲事件のみについて、韓国官憲が鬱陵島への同行を求めたところ、日本側公船は突如造反を企てたので已むなく発砲した旨抗弁するとともに、日本側の不法行為につき最も嚴重なる抗議をなすものである旨を回答越した。
- (四) よってわが方は 8 月 31 日口上書を送り、わが方 7 月 13 日付口上書を引用し、竹島が日本国の領土であるとの歴然たる事実を指摘するとともに、前記 7 月 12 日の不法射撃事件につき重ねて抗議を申し入れた。
- (五) なおわが方においては、その後も随時同島に巡視船を派遣取締りに当たらしめているが、発砲事件以後韓国官民の来島した形跡は認められない。

2005.3.27 放送

### KBS スペシャル『独島挑発、日本は何を狙う』から

文責 李洋秀(イー・ヤンス)

韓国の公共放送が韓国側の立場から見た独島・竹島問題に過ぎないかも知れないが日本側が今回不開示にした理由、『万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要があること等にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある』という態度とは大きく懸け隔たっており、どちらが問題の真なる解決により真摯な態度であるかは容易に判断されるであろう。

島根大学内藤名誉教授 「日本政府は過去に 2 回、公式的に『竹島は日本の領土ではない』と述べた」と指摘した。 2 回とは、1695 年当時に日本最高権力機関である幕府と地方政府の鳥取藩の間でやり取りされた公文書と、1877 年に明治政府が島根県に送った指令。内務省の調査を経て作成された明治政府指令は、鬱陵島と付属島嶼(独島)は本国と関係がない、という内容が骨子。内藤教授はまた、日本政府が 1905 年、閣議決定と島根県条例に基づき独島を日本の領土に編入し、「無主地(主人がいない土地)占領」の原則を根拠としていることに対しても批判した。

1951.9.8 サンフランシスコで対日講和条約調印。条約には当初「独島は韓国の領土」と明記されていたが、最終的に日本のロビー活動で抜け落ちる。

しかし 1952.1.18 李承晩韓国大統領平和線(李ライン)を一方的に宣布、独島に対する主権を主張。これに対して日本は 1952.1.28 『平和線』認められないと抗議。

1965.6.15 日韓協定締結、国交正常化。しかし独島問題は棚上げのまま。

1965.6.22 日韓紛争解決交換公文「外交上経路で解決できなかった場合、調停によって解決を図るものとする」国際司法裁判所に提訴するという日本側主張の根拠となって

いる。

- 1983.1 全斗煥・中曽根頂上会談の裏で、安保次元から日本が 40 億ドルの借款をし、1982.11 韓国政府は独島を「天然保護区域」に指定。韓国の漁民も接近できなくなり、独島に対する韓国の実効性確保に支障を招来した。
- 1990 年代 排他的経済水域の概念導入により、日本は 200 カイリ理論を独島に対して主張。最近は付近で天然ガス油田の存在が明らかになり、経済的価値が高まる。日本は「独島の漁業権と領有権を分離」という立場を主張し、韓国は「領有権問題が解決しなければ漁業交渉もない」と対立した。
- 1996.6.23 金泳三・橋本韓日頂上会談以降、日本は独島周辺海域を共同管理水域にしようとする主張、韓国は独島周辺 12 カイリだけを韓国の了解と認定、残りは公海にと主張を後退させる。
- 1998 年 日本が一方的に漁業協定を破棄、韓国を圧迫したので、1998.10 新韓日漁業協定締結。「領土問題とは関係ない」と明記されたが、独島は地名表記もなく、韓日中間水域に含まれる。
- 2005.3.16 島根県『竹島の日』条例案通過(1905.2.22 島根県告示 100 周年)  
これに対し盧武鉉大統領は 2005.3.23「韓日関係関連国民に捧げる文」の中で「外交戦争」という表現を使い、日本に対する警戒を高める。
- 2005.3.24 外交安保研究院の独島関連セミナーでは、1965 年国交回復以降、韓国政府は独島を紛争地域化しないという方針の下、日本の挑発を無視して来たが、独島の領有権を弱体化させた 1998.10 の新韓日漁業協定を破棄するという論戦が起きる。だが韓日漁業協定は現在、この地域の漁協権に対する唯一な規範である。この規範が無くなった時、漁業権を取り囲む両側の衝突の素地は逆に高まる。現実を冷徹に眺めなければならない。  
このような状況の中で漁業協定を破棄しても、日本という相手があるものなので、独島に対する領有権をずっと強力に主張できる内容が込められ、また今のように漁業的利益をずっと上げられる漁業協定を現実に作り出せるだろうかとみる時、相当難しいと思われます。  
今、必要なのは国際的な広報活動だ。ウェブサイトでは国際的に独島が紛争地域と掲載されている。対して日本外務省は独島警備と東海(日本海)対策に 60 億円の予算を計上した。韓国の 20 倍の規模だ。世界で日本海を韓国式に東海と表記した国は、たったのひとつもない。韓国を訪問する海外からの旅行客向けのガイドブックにすら独島は載っていない。
- 日本の右傾化** 新しい歴史教科書を作る会、大企業に支えられた自衛隊海外派兵、憲法改正への動き、ドイツにおける収容所の教育、フランスの歴史教育等も紹介しながら、過去と向きあう態度を学ぶ。
- 真なる和解は成熟した双方がするものだ** そのためには日本の真なる過去史反省が先行しなければならない。日本の中にも右傾化を警戒する健全な勢力がある。歪曲された教科書不採択運動を広げているある市民団体、日本の正しい歴史認識は日本の未来にも重要な問題というのが彼らの認識だ。このために日韓の歴史を共同で研究し、合理的な歴史認識を共有しようという運動が進行中だ。
- 東大和田春樹名誉教授** 『一般日本人は独島、竹島問題の核心をまったく理解していない。ただし歴史の経過があり色々な問題があるので、基本的には日韓の漁業協定の取り決め、暫定的なあり方を恒常的にして、竹島の周辺 200 カイリが韓国の領海だというような議論にはせず』
- 2005 年 3 月 独島は今、日韓両国皆に新しい未来関係を注文している。それは過去の回避ではない、解決を通じた真なる和解である。

## 韓国訪問 2 週間

### 日本の文書公開運動に 韓国メディア注目

- ・国（外務省）は、4月末から5月初めにかけて、これがすべてであるとして・・・
- ・5万ページ余文書を公開しました。ところが不開示・部分開示文書が25%・・・
- ・を占め、これは違法であるとして2008年6月10日に異議申立を行いました・・・
- ・この異議申立に対して外務省から補正を求める命令が来て請求人に「同意書」・・・
- ・を作成してもらうことになり、7月19～31日、韓国請求人271名の同意書を・・・
- ・集めるために訪韓しました。（事務局長・小竹）・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ～韓国請求人271名のうち90%は 光州と南部地域に居住～ 李金珠さん一家の 並々ならぬご厚意に感謝

今回10日間も光州の李金珠さんの自宅（光州遺族会事務所）に宿泊させていただくことになったのは、韓国請求人271名のうち約90%は光州と南部地域の居住者であることがわかり、同意書の発送と回収には、李金珠さんと、お孫さんのキム・ボナさんの協力がどうしても必要だったからです。そのお陰で帰国時には111名の同意書が集まりました。

#### ～日本での文書公開運動、韓国で初めて記事になる～ 崔弁護士は、5次、6次公開文書を徹夜で検証

日本では一審勝訴や、5次、6次公開について、わずかではありますが新聞に掲載されました。今回、同意書を集めるための訪韓は、韓国メディアの注目を集める絶好のチャンスとなり、聯合ニュースのほか、ニューシス、ハンギョレ新聞にも取上げられました。

[聯合ニュース 2008-07-24 15:27]

#### 「日本政府、韓日会談の文書を完全公開すべき」 <光州の市民団体>

（光州＝聯合ニュース）イ・ヨンジェ記者＝光州の一市民団体が24日、1950年から1965年までに行われた韓日国交正常化交渉（韓日会談）の日本側の外交文書の完全公開に消極的な日本政府を、公開で非難した。

日帝強占下強制動員被害者遺族会は、この日6.15共同宣言実践南側委員会光州・全南本部の事務室で記者会見を行い、「日本の外務省が今年4～5月に公開した韓日会談の外交文書は、25%も墨を塗っている状態だった」と明らかにした。

同団体は、「外務省に外交文書の完全公開を要求し、異議の申請を提起するや、外務省は異議申請に対する韓日会談文書公開訴訟の原告たちの委任状提出を要求した」とし、「日本政府が文書公開を回避し、『足払い』をした」と語った。

記者会見に参加した崔鳳泰（チェ・ボンテ）弁護士は、「日帝強制動員の被害補償問題を覆ってしまった韓日会談の全容が、外交文書の公開で明らかになってこそ、責任の所在を分けて、問題を解決できるという点で、外務省の足払いは、被害補償の意志がないという証拠」だと指摘した。

崔弁護士はまた、「北・日修交で韓日会談の誤りが繰り返されないようにするためにも、韓日会談の外交文書の完全公開が必要だ」とし、「韓日会談の全容が明らかになった中で、韓日両国が相互協力して被害補償に乗り出すことが望ましい」と強調した。

日帝強占下強制動員真相究明市民連帯は、日本の市民団体「日韓会談文書全面公開を要求する会」とともに2006年12月、日本政府を相手に東京地方裁判所に韓日会談文書公開訴訟を提起した。

東京地方裁判所は昨年 12 月、外務省が文書公開請求から 1 年 7 カ月が過ぎるまで、文書を公開しないのは違法だと判決し、これにより外務省は、4~5 月に 6 余万ページの韓日会談の日本側文書を公開した。

一方、この日の記者会見には、委任状問題进行处理するために光州を訪問した「日韓会談文書全面公開を要求する会」の小竹弘子(72・女)事務局長も参加して、目を引いた。

森川静子 記

### ~ 日帝強制動員犠牲者支援法 光州説明会に 100 名参加 ~

8 月 24 日、14:00 から光州遺族会事務所近くの老人福祉会館で、日帝強制動員犠牲者支援法についての説明会が開かれました。

この説明会は崔鳳泰弁護士の主催によって、21 日ソウル、22 日テグでも開催されました。

会場には 100 名近くの人たちが集まり、崔鳳泰弁護士から説明を受けたのち、3 時間にわたって質問や意見が出されました。何故これほど激しい意見が出るのか、支援法のどこに問題があるのかを当会の請求人のお一人に訊ねますと、「一旦慰労金を受取ると、もう請求することができないという点です」ということでした。

9 月 10 日、真相究明ネットに掲載された関連記事です。

[YTN 2008-09-10 09:05]

#### 「日帝強制動員犠牲者支援法」 憲法訴訟

(金ドウォン記者) 今年 6 月から施行された「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律」に対して、憲法訴訟が提起されました。

日帝時代に強制徴用された呂運沢(ヨ・ウンテク)氏ら 250 名は最近、この法条項の中で、「慰労金などを支給されたら、同じ内容で再び請求しない」という内容の同意書を提出させる内容が、財産権と裁判を受ける権利などを侵害するとし憲法訴訟を起こしました。日帝強制動員犠牲者と遺族は、徴用被害などに対して日本政府と企業を相手に国内外で訴訟が相次いで提起される状況で、この法に従った場合、訴訟機会を完全に剥奪されるとして、憂慮を現わしました。

## 笑った！！ 飲んだ！ 学んだ

## 真夏の鬼無里合宿に鬼女・鬼男が集う

8 月 17 日、長野のアルプスの見える美しい山里鬼無里の大日方邸に 15 人が参加。ほとんどの方がお名前は知っていても初めてお目にかかる方でしたが、自己紹介からその夜の宴会(大日方夫人の料理のおいしいこと!)ですっかり打ち解け、2 日目の夜には大日方夫妻も加わってのエンドレスの飲み会。爆笑! 爆笑! で楽しい夜を過ごさせていただきました。パワフルでユニークな面々は個性的。楽しかったです!

金昌録教授の「真相糾明法」「支援法」制定、真相糾明委員会の話は新鮮でした。難しかったけれど、勉強になりました  
(ホームページ担当 安田多香子)

もう一つの韓日間の対話ができたと嬉しく思います。求める会の全面勝利を待っています。三日間、本当に美味しい食事を食べさせてくださった大日方先生ご夫妻に、御礼申し上げます。  
(韓国慶北大学校法科大学教授 金昌録)

求める会の合宿を、信州鬼無里の里山で行った。東京では想像もできない程の涼しさで、会議も順調にすすみました。夜はおいしい食事とお酒を楽しみ、仕事の疲れが吹き飛びました。金先生の講演も素晴らしく、韓国における日帝被害者への取り組みの現状について、分かりやすく説明を受けました。大日方先生からは、関東大震災の後の朝鮮人虐殺の事例や、習志野の軍事施設その後の紹介を受けました。身近な場所で起こった歴史を知り、大変勉強になりました。

(求める会・弁護士 張 界満)

暑さにバテ気味だった町中での日活から開放され、涼しい長野で、おいしい食事を腹いっぱい食べ、夜もぐっすり眠れる生活を三日間送れたことは、まさにパラダイスにきた思いでした。求める会みなさんの明るさとパワーにも深い感銘を受けました。やっぱり運動にも明るさと楽しさが必要ですね。不二越訴訟は、9月に控訴審第2回期日を迎えますが、ここで得たパワーをもとに、また文書公開で得られた貴重な成果を生かして、頑張りたいと思います。

(不二越訴訟 弁護士 島田 広)

「慰安婦」問題で追いまくられていたのが、息抜き半分以上で参加させていただきましたが、“自然”と“現代の鬼女・鬼男”と“出会った”合宿でした。(お勉強もいろいろ発見がありました)

鬼無里の鬼女・紅葉は善女の反面、村を荒らしたと退治されたいらしいですが、博物館で、紅葉に源家のご落胤が生まれたと初めて知って、はは～ん、跡目相続のお家騒動が理由かな?とも思いました。(平氏に、というのが変ですが。)

大体、権力者は自分にハムカウ者、まつろわない者を“鬼”と名づけて退治しますね。

では、ここで出会った人たちは、みんな現代の鬼女・鬼男ですね!

初めて出会った方々は、一番の鬼女・鬼男の大日方ご夫妻、思考の柔軟な金昌録先生、大昔ハッキリ会での同志李洋秀さん、あの「半月城」の甥ご張界満さん、我が郷里福井の正義の弁護士島田さん、我が北陸の同、橋本明夫・村上昌寛弁護士、ヨガの修行僧魚住弁護士、山女(山姥?)安田多香子さん、鬼女予備軍の吉澤夫妻の凜ちゃん。勿論、お知り合いの皆さんも! そうそう、小竹さんのチマ・チョゴリの良く似合ったこと!(かわいかった?) 桃源郷なのか、鬼の巣窟なのか、熊もスズメバチも恐れて出なかった古いお屋敷で、美味しい手作りの郷土料理を堪能しながら、政策・政府転覆の企みと同時に、夫婦のあり方・料理のレシピの話の花が咲いた、とってもユニークな合宿に、信川さんと一緒に参加させていただき、命の洗濯が出来ました。これを計画し誘ってくださった新居さん、山田さん、そしておおいに歓待して下さった大日方ご夫妻に厚くお礼を申し上げます。

(求める会 会員 坪川 宏子)

#### 金 昌録教授講演

#### 韓国における植民地清算の現状

18日午後の金昌録先生の講演会は、日本、アメリカ、韓国における過去清算訴訟についての詳細な分析から始まり、「真相究明法」「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」等についての分かりやすい解説でした。

紙面の都合で掲載することができませんので、ホームページをご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>

#### NHK教育テレビ番組

#### 韓国・朝鮮人BC級戦犯裁判

17日夜10時から、二次訴訟原告・李鶴来さんを追った番組を全員で視聴しました。後日、李鶴来さんに電話でこのことをお伝えしたところ、「鼻毛が出てたでしょ」「奥様が気付かれたのですか」などとやりとりして、大笑いになりました。

鬼無里・大日方邸とかけて「笑う門には幅来たる」その心は「鬼も内、幅も内」

# 事務局だより

## 公開の判断基準は 感覚？

4月末から5月初めにかけて数万頁の文書が公開されました。これは当たり前といえども、やはり運動の成果であることは間違いないと思います。

しかし、その後、李洋秀さんから「相変わらず開示決定文書目録に日付が入っていない」、「5次文書259ページが欠落している」などのほか「第6次文書に竹島問題の驚くべき文書が公開されている、ニュースにはこちらを掲載したらどうか」の連絡が入り、今回の「竹島特集号」の発行となりました。

そこで思い出すのは、昨年8月30日の朝日新聞記事の見出し「日本の外交文書公開、判断基準は感覚、堅いガードの理由あいまい」(ニュース8号掲載)です。感覚で公開された文書に、私たちは振り回されているのでしょうか。

**総会** 12月23日(休)  
**時間** 13:00~17:00  
**会場** 東京都内(未定)

## 第三次訴訟に向けて 墨塗り部分の検証作業

張界満弁護士による墨塗り36文字の推測記事はいかがでしたか。一日も早く、引き続き二次訴訟にも勝訴して、墨塗りの中身を知りたいものです。

9月中に提訴する予定の三次訴訟は、およそ6万ページに及ぶ文書中の墨塗り部分(約25%)についての違法性を争いますが、その検証作業に取り組んでいるのが、求める会のメンバー、共同代表の太田修さん、同・吉澤文寿さん、李洋秀さん、左近明子さん、新居弥生さん、安田多香子さん、山田恵子さんです。

4月末から5月初旬の公開以来5ヶ月、気の遠くなるような作業が続けられてきましたが、ようやく9月中には完了の予定です。

**ピンチ!**

**会費納入をお願いします**

会員・・・87名/153名中=56%  
サポーター会員・・・63名/115=54%  
(9月4日現在)

## サポーター会員大募集

情報公開法を使って日韓会談関連文書の公開を実現させたい日韓両市民が集まり、当事者会員と会員、サポーター会員の年会費で活動しています。現在、サポーター会員を広く募集しています。一緒に、会の活動を支えて下さい。

サポーター会員年会費 2000円  
郵便振替口座 / 00820-7-10227  
加入者名: 日韓会談文書・全面公開を求める会

## 発行

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表: 太田 修 田中 宏 西野瑠美子  
山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森3-4-22 高梨荘202

TEL・FAX: 0463-95-4662

E-mail: nikkanbunsyo@yahoo.co.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>